



第80期

定時株主総会 招 集 ご 通 知



ハリマ化成(株)加古川製造所マリーゴールド園

開催日時

2022年6月23日(木曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所

加古川プラザホテル 2階 鹿児島の間
兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)
5名選任の件

第3号議案

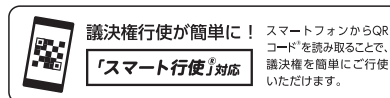
監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件



株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

www.harima.co.jp/ir/library/resolution.html



ハリマ化成グループ株式会社

証券コード：4410

目次 INDEX

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使のご案内	2
■ ライブ配信のご案内	4
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案	
定款一部変更の件	5
第2号議案	
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	
5名選任の件	7
第3号議案	
監査等委員である取締役1名選任の件	11
第4号議案	
補欠の監査等委員である取締役2名選任の件	13
第5号議案	
監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件	14

<添付書類>

■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	42
■ 計算書類	44
■ 監査報告書	46
■ ご参考	52

■ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載します。

当社ウェブサイト
www.harima.co.jp



■ 本招集ご通知に際し提供すべき書類のうち、以下の書類については、法令および定款第14条の定めに基づき、当社ウェブサイト株主総会関連情報ページに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ▶ 連結株主資本等変動計算書
- ▶ 連結注記表
- ▶ 株主資本等変動計算書
- ▶ 個別注記表

なお、監査等委員会、会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には当社ウェブサイトに掲載した上記の書類が含まれています。

当社ウェブサイト株主総会関連情報ページ

www.harima.co.jp/ir/library/resolution.html



株 主 の 皆 様 へ

2022年6月3日
東京都中央区日本橋 3 丁目 8 - 4

ハリマ化成グループ株式会社

代表取締役社長 長谷川 吉弘

第80期 定時株主総会招集ご通知

当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止策を実施のうえで開催させていただきます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使できます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2～3頁の「議決権行使のご案内」に従って、**2022年6月22日(水曜日) 午後5時20分までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日の様子はライブ配信を通じてご覧いただけます。詳細は、4頁「ライブ配信のご案内」をご参照ください。

記

1. 日 時
- 2022年6月23日(木曜日)午前10時
2. 場 所
- 兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地
加古川プラザホテル 2階 鹿児の間（裏表紙の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
- 報告事項
1. 第80期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

以 上

招集ご通知

議案の内容

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合

株主総会会場で 決議に参加される場合



株主総会開催日時

2022年6月23日(木曜日)
午前10時(受付開始: 午前9時)

同封の議決権行使書用紙を切り離さずにご持参いただき、会場受付にご提出ください。

事前行使の場合

郵送(書面)による 議決権行使の場合



行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時20分 到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

記入方法は以下をご参照ください。

インターネット等による 議決権行使の場合



行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時20分 締切

指定の議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書 株主番号

ハリマ化成グループ株式会社 000

私は、2022年6月23日開催の株式会社000の第14回定時株主総会(臨時総会または臨時株主総会を含む)における各議案につき、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使します。

2022年6月 日

議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
賛成	○	○	○	○	○
反対	○	○	○	○	○
棄権	○	○	○	○	○

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛否の表示がなかったものとして取り扱います。

ハリマ化成グループ株式会社

インターネットと併用で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右方を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月22日午後5時20分までにご到着するようご返送ください。
- 第1号議案から第5号議案の賛否をご表示の際は、一部の議案につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考資料」に記載の当該議案の番号をご記入ください。
- 賛否の表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取り、画面記載のウェブサイトへアクセスし、2022年6月22日午後5時20分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

ハリマ化成グループ株式会社

5頁から14頁に記載の議案の内容をご参照のうえ、こちらに各議案の賛否をご記入ください。

- 全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印
- 一部候補者を反対される場合
⇒ 「賛」または「否」の欄に○印を表示し、除外する候補者の番号を欄内に記入ください。

● 議決権行使のお取扱い

書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力せずに議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、右記の「議決権コード、パスワードを入力する方法」にて、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

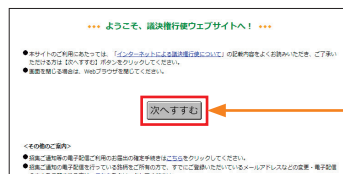
議決権行使コード、パスワードを入力する方法

パソコンやスマートフォン、携帯電話から、議決権行使ウェブサイト上で議決権を行使できます。

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

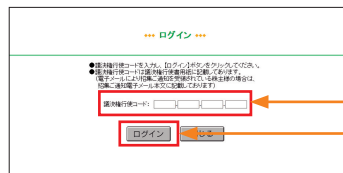


1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

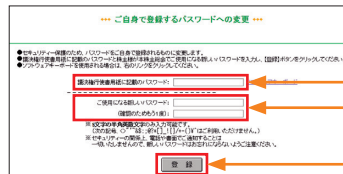
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載されたパスワードを入力し、新しいパスワードをご設定ください。



議決権行使書用紙記載のパスワードを入力

ご自身で新しいパスワードを設定

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ・ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- ・ パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用できない場合があります。

パソコン等の
操作方法に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート



専用ダイヤル

0120-652-031 (午前9時～午後9時)

ライブ配信のご案内

株主総会の議事進行の様子をライブ配信でご覧いただけます。

当日株主総会会場にご来場されない株主様も株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

■ 配信日時

2022年6月23日(木曜日) 午前10時 ～ 株主総会終了時刻

※ライブ配信ページは、同日の午前9時30分頃に開設予定です。

■ 視聴方法

以下URLまたはQRコードから専用ウェブサイトアクセスいただき、ログイン画面でID、パスワードをご入力ください。

専用ウェブサイト

<https://4410.ksoukai.jp/>



- ・ ID：議決権行使書用紙に記載されている「**株主番号**」(9桁)
- ・ パスワード：株主名簿上のご登録住所の「**郵便番号**」(7桁)

※上記URLまたはQRコードからアクセスできる専用ウェブサイトにて、視聴環境のテストを事前に行っていただけます。

専用ウェブサイトに関するお問い合わせ先

V-CUBEコールセンター ☎ 03-6311-4592

株主総会当日 午前9時 ～ 株主総会 終了時刻

株主総会のライブ配信に係るご留意事項

- ・ ライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできませんので、事前に書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・ ご覧いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ・ ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 当日の株主総会会場の中継画面は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、ライブ配信に変更が生じる場合には当社ウェブサイト(www.harima.co.jp)にてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、上場会社には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられます。

これに伴い、以下のとおり当社の定款を変更するものです。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けます。

(ご参考)

電子提供措置とは、株主総会参考書類等を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主の皆様に対して株主総会参考書類等を提供することができる制度です。

電子提供措置は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回（2023年3月1日以降）の株主総会から電子提供措置が適用されます。

2.変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設>	<削除> 第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
附則 <新設>	附則 第3条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。)6名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、独立社外役員を過半数とし、独立社外役員を委員長とする任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会において決定したものです。なお、監査等委員会の検討においても、異議はありませんでした。

取締役候補者は以下のとおりです。

候補者 番 号	氏 名	現在の役位および担当	候補者属性
1	は せ がわ よし ひろ 長 谷 川 吉 弘	代表取締役社長	再 任
2	かね しろ てる お 金 城 照 夫	代表取締役専務 専務執行役員	再 任
3	たに なか いち ろう 谷 中 一 朗	専務取締役 専務執行役員 樹脂・化成品部門統括 ローター社 社長 兼 CEO	再 任
4	にし おか つとむ 西 岡 務	常務取締役 常務執行役員 研究開発部門統括 研究開発カンパニー長	再 任
5	た おか しゅん いち ろう 田 岡 俊 一 郎	常務取締役 常務執行役員 海外業務推進担当 経営企画グループ長	再 任

1

は せ がわ よし ひろ
長谷川 吉弘

(1947年8月30日生)



再 任

所有する当社の株式数

125,844株

候補者とした理由

長年にわたり代表取締役として当社グループの経営を担っています。

これまでグループ全体を牽引してきた実績と経営全般における豊富な経験、高い見識は、当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、役位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社
 1977年 12月 当社取締役
 1983年 8月 当社常務取締役
 1985年 6月 当社取締役副社長
 1987年 6月 当社代表取締役副社長
 1988年 5月 播磨商事株式会社(現 ハリマ化成商事株式会社) 代表取締役社長(現任)
 1988年 6月 当社代表取締役社長(現任)
 1994年 11月 ハリマエムアイディ株式会社代表取締役社長(現任)
 2004年 4月 公益財団法人松籙科学技術振興財団理事長(現任)
 2012年 10月 ハリマ化成株式会社代表取締役社長(現任)
 2014年 6月 ローター社会長(現任)

2

かね しろ てる お
金城 照夫

(1950年12月31日生)



再 任

所有する当社の株式数

81,289株

候補者とした理由

長年にわたり当社グループの管理部門の構築に大きく貢献してきた実績と、経営全般における豊富な経験、高い見識が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、役位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月 株式会社神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行
 2004年 2月 当社経理部長
 2004年 6月 当社取締役
 2009年 6月 当社管理本部長
 2010年 6月 当社常務取締役
 2012年 10月 当社経理グループ、総務グループ、法務グループ、人事グループ、広報グループ担当
 2012年 10月 ハリマ化成株式会社取締役
 2014年 6月 当社本社グループ管理部門統括
 2016年 6月 当社代表取締役専務(現任)
 2016年 6月 当社専務執行役員(現任)
 2020年 4月 当社指名・報酬委員会委員(現任)

3 谷 中 一 朗

(1968年3月12日生)



再 任

所有する当社の株式数
18,653株

候補者とした理由

長年にわたり当社グループの研究開発部門を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な経験、高い見識を有しています。また、主要な海外事業であるローター社の責任者として、当社の経営に欠かせないと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、役位、担当および重要な兼職の状況

1993年	4月	当社入社
2005年	4月	当社中央研究所開発室長
2008年	6月	当社執行役員
2010年	6月	当社取締役
2011年	1月	当社経営企画室長
2012年	10月	当社経営企画グループ長
2012年	10月	当社情報システムグループ長
2012年	10月	当社監査グループ、業務グループ担当
2014年	6月	当社常務取締役
2014年	6月	当社常務執行役員
2014年	6月	ローター社社長兼CEO（現任）
2020年	6月	当社専務取締役（現任）
2020年	6月	当社専務執行役員（現任）
2021年	6月	当社樹脂・化成品部門統括（現任）
2021年	6月	ハリマ化成株式会社取締役（現任）

4 にし おか つとむ 西 岡 務

(1962年12月16日生)



再 任

所有する当社の株式数
13,505株

候補者とした理由

長年にわたる研究開発者としての豊富な経験、高い見識が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、役位、担当および重要な兼職の状況

1985年	4月	日東電工株式会社入社
2015年	6月	同社取締役上席執行役員CTO全社技術部門長
2016年	12月	当社顧問
2017年	4月	当社常務執行役員（現任）
2017年	6月	当社常務取締役（現任）
2017年	6月	当社研究開発部門統括（現任）
2017年	6月	当社研究開発カンパニー長（現任）

5

た おか しゅん いち ろう
田 岡 俊 一 郎

(1959年10月21日生)



再 任

所有する当社の株式数

11,939株

候補者とした理由

長年にわたる海外関連業務の経験などに基づく高い見識と、海外子会社を含む経営管理全般に関する豊富な経験が、当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、役位、担当および重要な兼職の状況

1982年	4月	株式会社太陽神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行
2008年	8月	同行業務監査部部付部長(ニューヨーク)
2012年	10月	当社監査グループ長
2013年	10月	当社執行役員
2015年	6月	当社海外業務推進グループ長
2017年	6月	当社取締役
2017年	6月	当社上席執行役員
2017年	6月	当社海外業務推進担当(現任)
2017年	6月	当社経営企画グループ長(現任)
2021年	6月	当社常務取締役(現任)
2021年	6月	当社常務執行役員(現任)

- (注) 1. 取締役候補者 長谷川吉弘氏は、ハリマ化成株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社より債務保証を受けています。
 2. 取締役候補者 長谷川吉弘氏は、ハリマ化成商事株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に対し、グループ内貸付を行っています。
 3. 取締役候補者 長谷川吉弘氏は、ハリマエムアイディ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に対し、グループ内貸付を行っています。
 4. 他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 5. 各候補者が所有する当社の株式数には、ハリマ化成役員持株会における持分を含んでいます。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を保険会社との間で締結しており、2022年7月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することになった争訟費用および損害賠償金等を補償の対象としており、その内容については、事業報告(32頁)に記載のとおりです。各候補者が再任された場合は、当該契約の被保険者に含まれます。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

コーポレートガバナンスのさらなる強化を図るため監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

監査等委員である取締役候補者は、独立社外役員を過半数とし、独立社外役員を委員長とする任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会において決定したものです。なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は以下のとおりです。

はやし ゆか
林 由佳

(1961年2月18日生)



新任

社外取締役

所有する当社の株式数

0株

候補者とした理由

公認会計士として、企業の会計監査に従事され、高度な知識と幅広い経験を有しておられます。企業経営に直接関与されたことはありませんが、これまでの経験と知見により、監査等委員である取締役に適任と判断しました。選任された際には、企業会計の専門家としての立場から業務執行体制および経営課題への取組等に関する監督、助言などの役割を期待しています。

略歴、役位、担当および重要な兼職の状況

1985年	9月	港監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
1991年	4月	公認会計士登録(現)
1998年	8月	センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)社員(現パートナー)
2010年	7月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)シニアパートナー(現パートナー)
2015年	9月	EY新日本有限責任監査法人 評議会評議員
2019年	9月	同法人 評議会副議長 監査委員会委員

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林由佳氏は社外取締役候補者です。
3. 林由佳氏には、本議案をご承認いただくことを条件に、本年7月1日付で当社の監査等委員である社外取締役に就任することの承諾を得ています。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりです。
当社と林由佳氏とは会社法第427条第1項および当社定款の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額です。
5. 林由佳氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を保険会社との間で締結しており、2022年7月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することになった争訟費用および損害賠償金等を補償の対象としており、その内容については、事業報告(32頁)に記載のとおりです。候補者が選任された場合は、当該契約の被保険者に含まれます。

ご参考 取締役の専門性と経験(スキルマトリックス)

本定時株主総会において第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役が有する専門性および経験は、以下のとおりです。

氏名	現在の役位および担当	企業経営	財務会計	法務	国際性	研究開発 製造	ESG
長谷川 吉弘	代表取締役社長	●			●	●	
金城 照夫	代表取締役専務 専務執行役員	●	●				
谷中 一郎	専務取締役 専務執行役員 樹脂・化成品部門統括 ローター社 社長 兼 CEO	●			●	●	
西岡 務	常務取締役 常務執行役員 研究開発部門統括 研究開発カンパニー長	●			●	●	
田岡 俊一郎	常務取締役 常務執行役員 海外業務推進担当 経営企画グループ長	●	●		●		●
山田 英男	監査等委員である取締役	●	●		●		
道上 達也	監査等委員である取締役(社外)			●			
高橋 庸夫	監査等委員である取締役(社外)	●	●		●		●
林 由佳	監査等委員である取締役(社外)		●				

※ 上記一覧表は、取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものです。松岡大藏氏は監査等委員である社外取締役 道上達也氏、高橋庸夫氏および林由佳氏の補欠として、川畑明男氏は監査等委員である取締役 山田英男氏の補欠として、選任をお願いするものです。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、独立社外役員を過半数とし、独立社外役員を委員長とする任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会において決定したものです。なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は以下のとおりです。

候補者 番号	まつおか だいぞう 松岡 大藏 (1939年12月28日生)
1	
所有する当社の株式数	
0株	

略歴、役位、担当および重要な兼職の状況

1958年	4月	大阪国税局採用
1994年	7月	大阪国税局法人税課長
1997年	7月	大阪国税局徴収部長
1998年	9月	松岡税理士事務所開設 現在に至る

候補者 番号	かわばた あきお 川畑 明男 (1958年10月23日)
2	
所有する当社の株式数	
600株	

略歴、役位、担当および重要な兼職の状況

1983年	4月	当社入社
2002年	3月	当社中央研究所第二グループ長
2015年	6月	当社内部統制グループ長(現任)
2019年	3月	当社監査グループ長(現任)

- (注) 1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松岡大藏氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 松岡大藏氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は監査等委員である社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、社外取締役に就任した場合に、長年の税務実務により培われた知識、経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと期待して判断したためです。
4. 松岡大藏氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 松岡大藏氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を保険会社との間で締結しており、2022年7月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することになった争訟費用および損害賠償金等を補償の対象としており、その内容については、事業報告(32頁)に記載のとおりです。候補者が就任された場合は、当該契約の被保険者に含められます。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2015年6月25日開催の第73期定時株主総会において年額48百万円以内とご承認いただき今日に至ります。本議案は、コーポレートガバナンス体制の一層の強化をはかることを目的とした監査等委員である取締役の増員等に対応するため、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢など諸般の事情も考慮して、年額65百万円以内へ改定することをお願いするものです。

本議案は、当社の経営体制および今後の経済情勢の変化等を総合的に勘案のうえ、事業報告(33頁)に記載の「取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(決定方針)」に沿うものであるとの指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会で決議していることから、内容は相当であると判断しています。

現在の監査等委員である取締役は、3名(うち社外取締役2名)ですが、定款第17条に定める監査等委員である取締役の員数は5名以内で、第3号議案が原案どおり可決されますと、4名(うち社外取締役3名)となります。

以 上

1. 経営成績等の概況

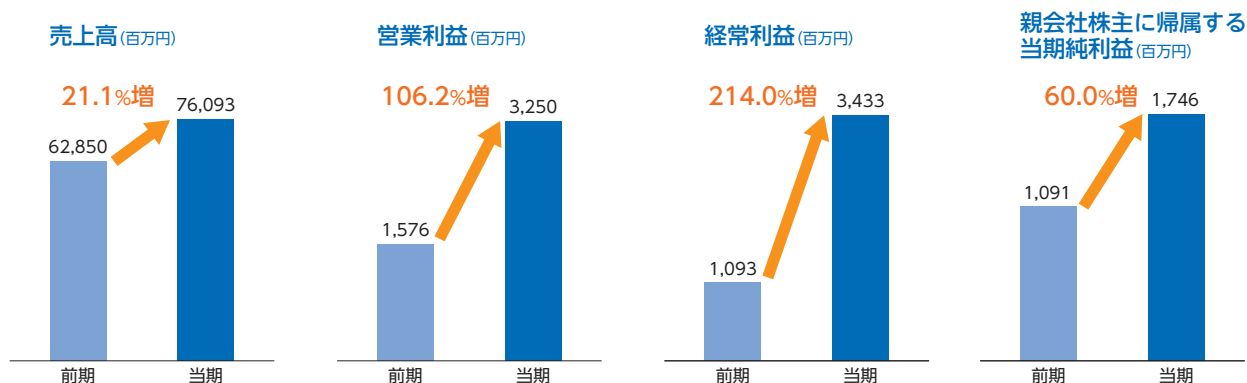
(1) 当期の経営成績の概況

当期における世界経済は、前期から続く新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、先進国を中心とした新型コロナウイルスワクチン接種の進展と積極的な経済対策に支えられ、全体として緩やかな回復がみられました。当期後半には、世界的なサプライチェーンの混乱や原材料価格の高騰が経済活動全般に影響を与えました。日本経済も、ワクチン接種が進んで感染者数も減少傾向となりましたが、当期後半には変異ウイルスによる感染再拡大や、原材料価格の高騰により、経済活動の持ち直しに足踏みがみられました。

このような環境下、当社グループにおきましては、コロナ禍において前期に比べ需要が回復し、拡販に努めました。海外事業は、欧米での粘着剤用樹脂の売上高が増加し、中国の製紙用薬品事業が堅調に推移したこともあり、売上高は前期に比べ増加しました。利益面でも、原材料価格の高騰の影響を受けましたが、売上高が増加したため、前期に比べ増加しました。国内事業も、前期に比べ需要回復により、各製品の販売数量が増加し、売上高、利益面とも前期に比べ増加しました。

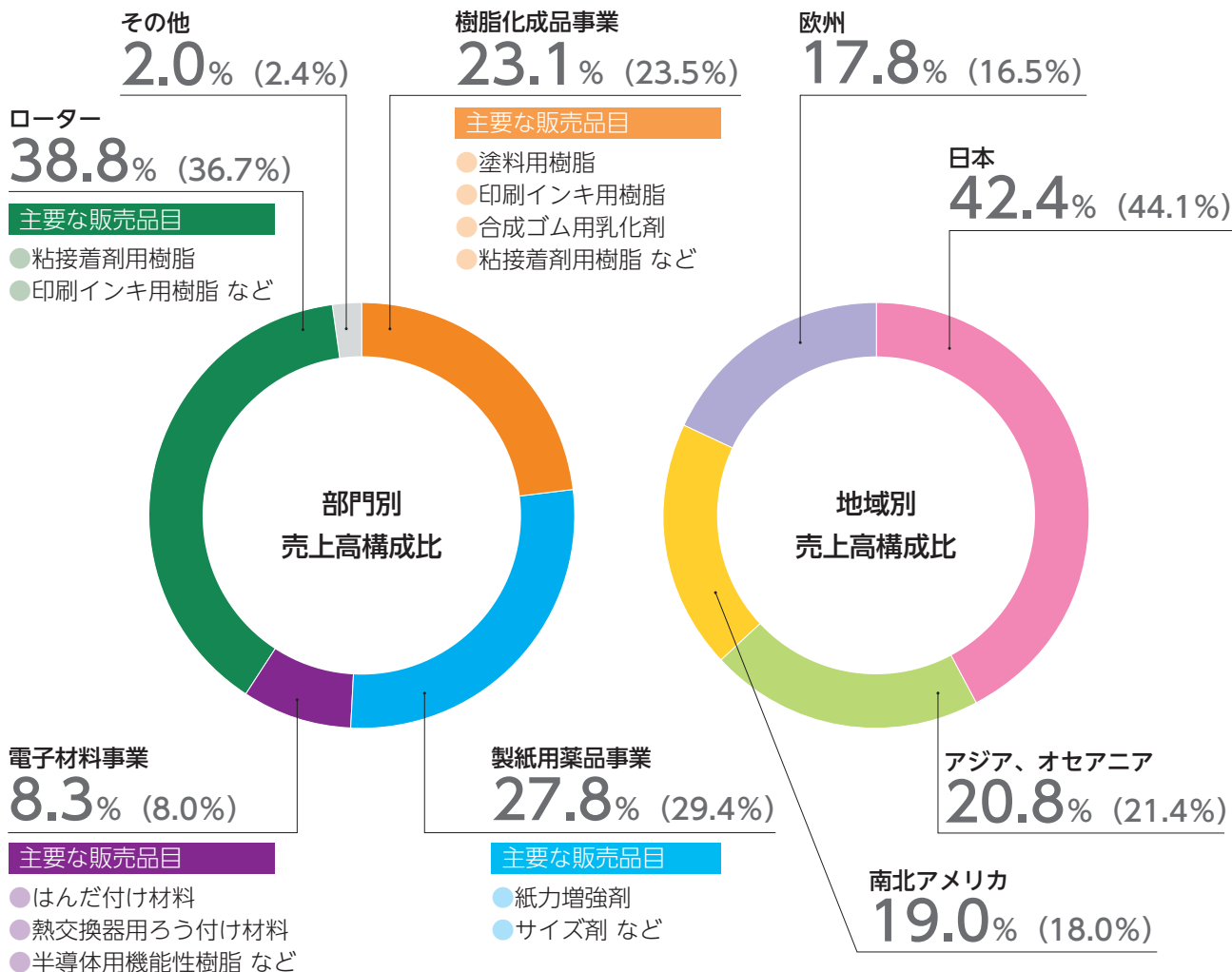
その結果、当社グループの当期の連結業績は、売上高は760億9千3百万円となり、前期に比べ132億4千2百万円(21.1%)の増収となりました。利益面では、営業利益は32億5千万円となり、前期に比べ16億7千4百万円(106.2%)の増益となりました。経常利益は34億3千3百万円となり、前期に比べ23億4千万円(214.0%)の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、17億4千6百万円となり、前期に比べ6億5千4百万円(60.0%)の増益となりました。

■ 連結業績



■ 部門別、地域別売上高構成比

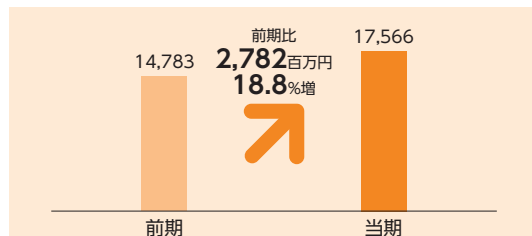
()内は前期の比率です。



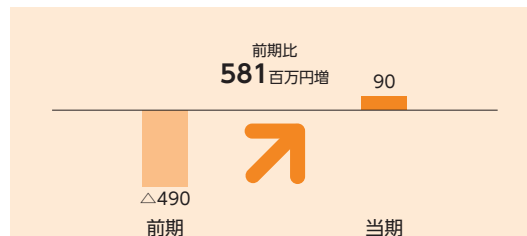
部門別経営成績の概要

樹脂化成品事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)

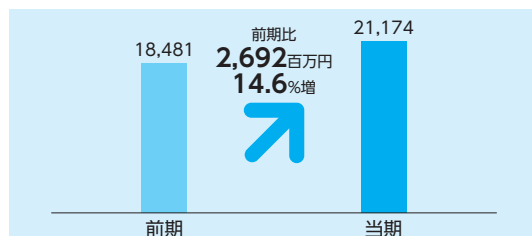


売上高は、ほぼ全ての品目で前期を上回り、175億6千6百万円となり、前期に比べ27億8千2百万円(18.8%)の増収となりました。営業利益は当期後半に原料高の影響を受けましたが、9千万円と前期に比べ5億8千1百万円増加しました。

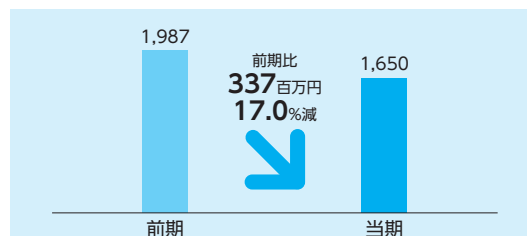
- ・塗料用樹脂は、新型コロナウイルス感染症の影響による塗装工事の遅延も緩やかに解消したことから、売上高は増加しました。
- ・印刷インキ用樹脂は、前期に比べ期初から需要が回復していましたが、8月以降、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響を受け、商業印刷や新聞などに使用されるインキの需要が減少し、売上高は前期並となりました。
- ・合成ゴム用乳化剤は、半導体不足により国内の自動車生産台数が減少した影響はありましたが、履き替え用市販タイヤの需要が増加し、売上高は増加しました。

製紙用薬品事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)

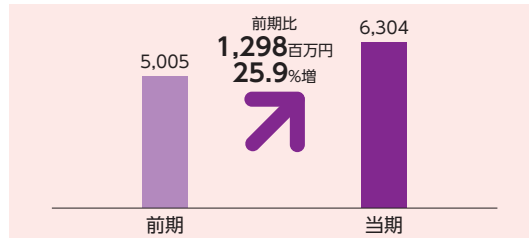


売上高は、段ボール需要の増加を背景に、211億7千4百万円となり、前期に比べ26億9千2百万円(14.6%)の増収となりました。営業利益は16億5千万円となり、原材料価格の高騰の影響もあり、前期に比べ3億3千7百万円(△17.0%)の減益となりました。

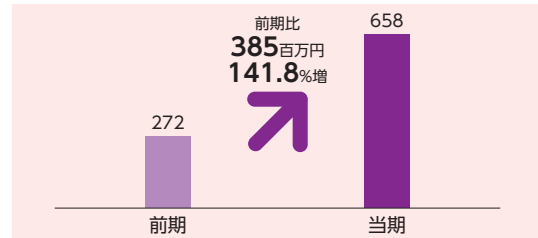
- ・国内では、加工食品や通販の市場拡大による段ボール需要の増加に加え、印刷情報用紙の生産量が回復したことから、紙、板紙の生産量が増加し、売上高は増加しました。
- ・中国では、紙、板紙の生産量回復に加え、古紙輸入規制強化により中国国内の強度の低い古紙の再利用が必要となり、紙力増強剤の需要が拡大したことから、売上高は堅調に推移しました。しかし、原材料価格の高騰に伴い営業利益は減少しました。
- ・米国では、段ボール原紙の需要が拡大し、紙、板紙の生産量が増加したことから、売上高は増加しました。しかし、原材料価格の高騰に伴い営業利益は減少しました。

電子材料事業

売上高(百万円)



営業利益(百万円)

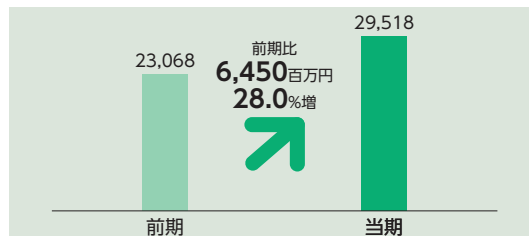


売上高は、全ての主要品目で前期を上回り、旺盛な半導体需要の継続もあり、63億4百万円となり、前期に比べ12億9千8百万円(25.9%)の増収となりました。営業利益は売上高の増加に伴い、6億5千8百万円と前期に比べ3億8千5百万円(141.8%)の増益となりました。

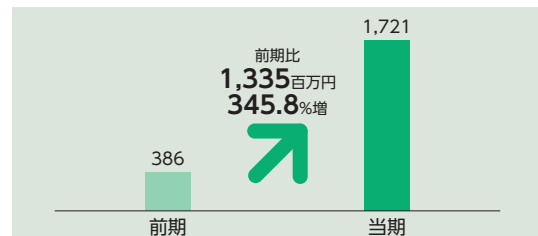
- ・ はんだ付け材料は、世界の自動車業界で、自動運転や電動化により電子部品の需要が増加傾向にあることから、売上高は増加しました。
- ・ 熱交換器用ろう付け材料は、前期は新型コロナウイルス感染症により販売数量が減少しましたが、当期は世界の自動車生産台数の増加に伴い自動車用熱交換器の需要が増加したことにより、当期の売上高は増加しました。
- ・ 半導体用機能性樹脂は、テレワークに伴うパソコンや5G通信インフラの拡大など旺盛な半導体需要が継続していることから、売上高が増加しました。

ローター

売上高(百万円)



営業利益(百万円)



売上高は、新型コロナウイルスワクチンの接種が進んだ欧米での経済活動の回復もあり、295億1千8百万円で、前期に比べ64億5千万円(28.0%)の増収となりました。営業利益は売上高の増加に加え、欧州、米国での生産の合理化や原材料価格の上昇に対する販売単価への転嫁が進んだことにより、17億2千1百万円と前期に比べ13億3千5百万円(345.8%)の増益となりました。

- ・ 粘接着剤用樹脂は、南米、オセアニア地域で物流の混乱に伴い販売数量が減少しましたが、全体としては通販市場の拡大に伴い、宛名用ラベルシールに使用される粘着剤用樹脂の需要が世界的に増加したことから、販売は好調に推移しました。また、路面標示塗料用樹脂の需要も堅調に推移したことから、売上高は増加しました。
- ・ 印刷インキ用樹脂は、情報のデジタル化を背景に需要の低迷が継続しているものの、北米、南米など一部の地域で需要が回復しました。また、原材料価格の上昇に伴い、販売単価も上昇したことにより売上高は増加しました。

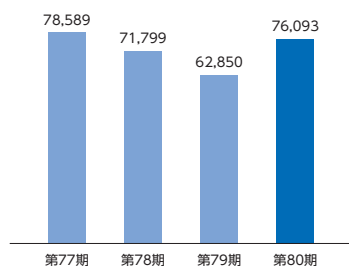
(2) 財産および損益の状況

■ 当社グループの財産および損益の状況 (単位：百万円)

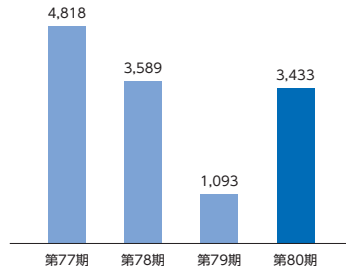
	第77期 (2019年3月期)	第78期 (2020年3月期)	第79期 (2021年3月期)	第80期 (2022年3月期)
売上高	78,589	71,799	62,850	76,093
経常利益	4,818	3,589	1,093	3,433
親会社株主に帰属する当期純利益	4,131	2,217	1,091	1,746
1株当たり当期純利益(単位：円)	159.02	87.67	43.44	69.42
総資産	72,870	71,395	69,390	78,905
純資産	37,811	37,745	37,441	40,104

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。
2. 当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

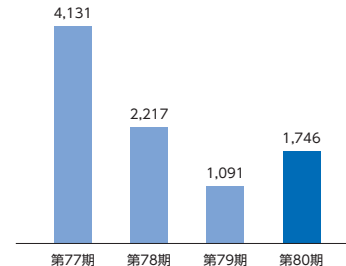
売上高(百万円)



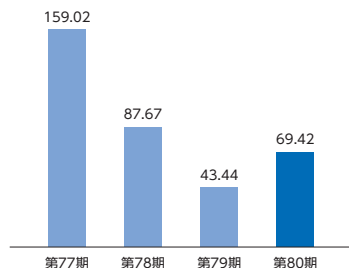
経常利益(百万円)



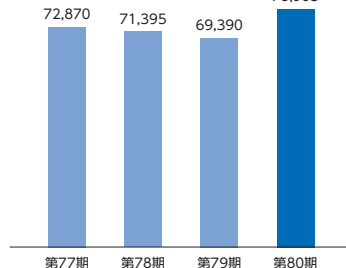
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



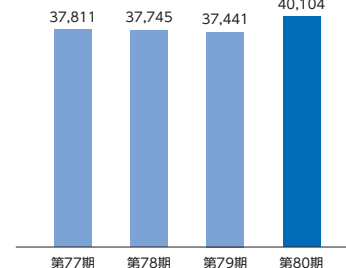
1株当たり当期純利益(円)



総資産(百万円)



純資産(百万円)

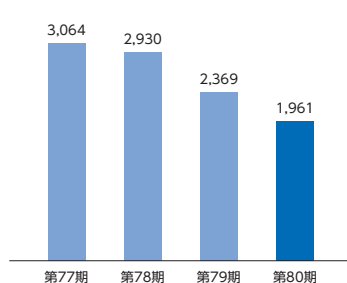


■ 当社の財産および損益の状況 (単位：百万円)

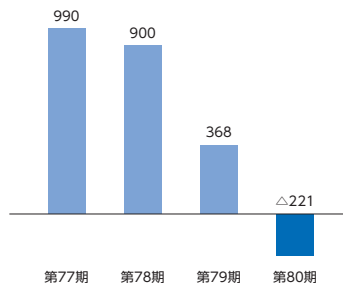
	第77期 (2019年3月期)	第78期 (2020年3月期)	第79期 (2021年3月期)	第80期 (2022年3月期)
営 業 収 益	3,064	2,930	2,369	1,961
経 常 利 益 又は 経 常 損 失(△)	990	900	368	△221
当 期 純 利 益 又は 当 期 純 損 失(△)	379	984	1,744	△81
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又は 当 期 純 損 失(△) (単位：円)	14.60	38.93	69.42	△3.23
総 資 産	34,603	35,257	34,285	36,450
純 資 産	26,508	25,555	25,859	24,749

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。
2. 当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

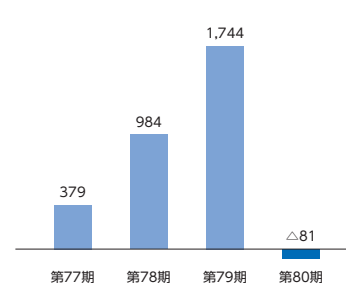
営業収益(百万円)



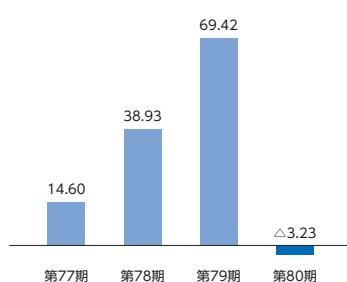
経常利益(百万円)



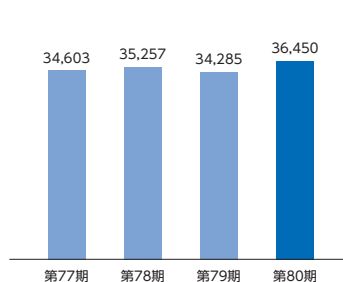
当期純利益(百万円)



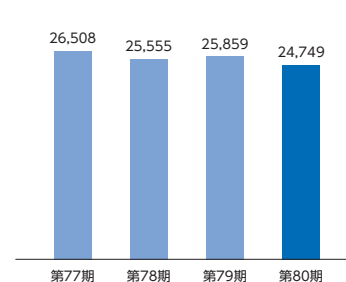
1株当たり当期純利益(円)



総資産(百万円)



純資産(百万円)



(3)設備投資および資金調達の状況

当期の設備投資額は29億2千8百万円で、主なものはローター社 ニュージーランドのマウント マウンガヌイ工場の大規模安全対策工事(2020～2024年実施予定)などです。

なお、これらに要する資金は自己資金および一部借入金により充当しました。

(4)主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、樹脂化成品、製紙用薬品、電子材料などの製造販売を主な内容として、事業を展開しています。

事業部門	事業内容
樹脂化成品事業	塗料用樹脂、印刷インキ用樹脂、合成ゴム用乳化剤、粘接着剤用樹脂、トール油製品
製紙用薬品事業	紙力増強剤、サイズ剤、表面塗工剤
電子材料事業	はんだ付け材料、熱交換器用ろう付け材料、半導体用機能性樹脂
ローター	粘接着剤用樹脂、印刷インキ用樹脂

(5)対処すべき課題

①当社が目指すもの

当社は「自然の恵みを暮らしに活かす企業」として、松から得られるロジン(松やに)、脂肪酸、テレピン油などを使って化学素材をつくるパインケミカル事業を中心に発展してきました。パインケミカル事業は天然資源を有効活用するため環境負荷が小さく、資源循環的なビジネスモデルを有しています。近年、地球温暖化や気候変動激甚化への懸念が世界的に高まり、環境にやさしく、サステナブルな事業モデルへの転換を目指すことが企業の責務とされるようになっていますが、当社のビジネスモデルは持続可能性の高い社会を建設する目標と親和性の高いものです。

当社は、これからもパインケミカル事業をさらに深掘りして、新たな用途開発と事業基盤の強化に努め、世界的な業界トップティア企業の地位を目指してチャレンジします。

また、当社は1970年代から海外進出に取り組み、現在では収益性の高い海外事業に強みを持つグローバル企業に成長しています。今後も、成長性の高い海外市場で事業領域の拡大と市場開拓に努め、サステナブルな社会建設に役立つ当社製品を世界に届けることを目標とします。

この目標を達成するためには、高い技術力を背景にした競争力のある新製品開発とお客様に信頼される安心安全なもののづくりが欠かせません。引き続き、研究開発投資の強化とM&Aを通じた、サステナブルな新製品の開発と新規事業領域への参入にチャレンジします。

②長期ビジョン「Harima Vision 2030」

地球温暖化による気候変動を放置すれば、現在の社会生活を維持継続することが困難になる、という危機感は人類社会共通のものになっています。持続可能な社会を構築するために、企業が「カーボンニュートラル」の実現に努めることは、もはや当然の社会的責務と考えられます。しかし「カーボンニュートラル」の実現は容易ではなく、社会全体での長期継続的な取り組みが不可欠であることから、最近では、2030年までの長期目標と推進策を掲げる企業が増えています。当社も中期経営計画策定に合わせ、財務的な目標に加えて非財務的な企業価値向上策を含む長期ビジョンを設定しました。

【長期ビジョン「Harima Vision 2030」】

自然の恵みをくらしに活かす 心 と 技術 で、サステナブルな未来を世界に届けます
Pine Chemicals & Beyond ハリマ化成グループ

当社は、上記の長期ビジョンを標榜し、2030年を目処に下記業績目標の達成を目指します。

【「Harima Vision 2030」業績目標】

売上高	1,200億円以上
営業利益	85億円以上
ROE	10%以上
海外売上高比率	65%以上
温室効果ガス排出量※	50%削減(2013年度比、ハリマ化成株式会社の日本国内事業ベース)

※海外子会社は進出国の規制に則った削減計画を立案し、当社グループ全体では2050年にカーボンニュートラルを目指す。

③「自然の恵み製品」の拡販計画

当社は、資源循環的なビジネスモデルを有するパインケミカル事業の製品群に加え、その他の事業分野でも環境負荷を軽減しSDGsなどの社会的課題の解決に役立つ製品群を有しています。当社ではこれらを「自然の恵み製品」と名付け、これらの拡販を通じ、より良い社会の創造に貢献する企業としての企業価値向上を目指します。「自然の恵み製品」の拡販目標として、2026年度の売上高を2021年度実績対比30%増加させることを目指します。

※「自然の恵み製品」には、粘接着剤用樹脂、インキ用樹脂、合成ゴム用乳化剤、トール油製品、サイズ剤などのパインケミカル製品の他、塗料用樹脂、水系樹脂、紙力増強剤、バリアコート剤などの環境配慮製品を含みます。

④中期経営計画「NEW HARIMA 2026」

当社は、2022年度より5年間の中期経営計画「NEW HARIMA 2026」を設定しました。本計画では2026年度の売上高1,100億円、営業利益70億円を目標とし、「事業基盤の強化と事業領域の拡充」、「新規事業、成長分野に向けた研究開発」、「新時代に向けた経営の革新」を基本方針とします。

【「NEW HARIMA 2026」業績目標】

	2021年度 実績	2026年 目標	2030年 長期ビジョン
売上高	760.9億円	1,100億円	1,200億円以上
営業利益	32.5億円	70億円	85億円以上
営業利益率	4.3%	6.4%	7.0%以上
ROE	4.9%	10.0%	10.0%以上

基本方針1： 事業基盤の強化と事業領域の拡充

1) パインケミカル総合メーカーとしての競争力強化

パインケミカル事業分野では、トール油事業分野での用途開発と新製品投入・新規事業創出を進める他、粗トール油精留技術の高度化、長期安定的な原料確保などの施策を推進します。また、パインケミカル事業分野も最近の急激な資源価格高騰の影響を受けているため、採算確保に取り組むと共に採算観点からの製品ポートフォリオの見直しを進めます。

当社はグループ内で多様なロジン生産拠点を有し、ブラジル、アルゼンチンでガムロジンを生産している他、日本、ニュージーランド、スウェーデン(サンパイン社)でトールロジンを生産しています。これらロジンのグループ内調達強化を通じた競争力アップにも取り組みます。

2) 海外事業領域の拡充

ドイツの大手化学メーカーのヘンケル社から買収したはんだ材料事業は、欧米の自動車部品業界や産業機業界、中国を中心とする通信機器業界に顧客基盤を有し、当社既存事業とのシナジー効果が期待できるため、早期に業績寄与するよう事業統合を急ぎます。中国、東南アジアや米国で強みを有する製紙用薬品事業は、地域事情に応じて販売品種の拡充による売上増とサプライチェーンの見直しにより事業採算の改善に努め、市場での競争激化に対応します。また、海外で市場シェアの高いローターの粘接着剤用樹脂事業は、更なるシェア向上と新製品の開発投入を目指します。

3) 事業ポートフォリオの見直し

既存事業の中で市場が成熟して構造的に需要が減少しているものは、収益確保を重視して品種構成や事業運営を見直し、事業/製品ポートフォリオの入れ替えを進めます。他方、弱溶剤塗料用樹脂や半導体用機能性樹脂など販売増が見込まれる製品群については、生産体制の拡充強化に取り組みます。

基本方針２： 新規事業、成長分野に向けた研究開発

前中期経営計画[NEW HARIMA 2021]から実施している、成長分野に向けた研究開発投資への重点的な資源配分を継続し、新製品開発による新市場参入の早期実績化を目指します。

- 1) 粗トール油精留プラント改良のためのプロセス開発を進め、多様な粗トール油を活用できる高度な精留技術を実現します。
- 2) ゴムの機能発現のメカニズムを解明し、減衰性、耐オゾン性、耐候性など機能を備えた新しいゴム添加剤の技術開発と市場創出に取り組めます。
- 3) 半導体用機能性樹脂では、半導体需要の拡大と加速する技術革新に追従する研究開発を推進します。
- 4) 紙素材に撥水性、耐水性を付与する薬剤を開発しプラスチック代替市場への参入を目指します。
- 5) 環境に配慮した水系樹脂、無溶剤樹脂の開発を進めます。
- 6) バイオプロセスによる効率的な樹脂酸、医薬品原体等の合成技術の研究に取り組めます。
- 7) CO₂吸着と再利用技術の開発に取り組み、革新的な技術の導入を目指します。

基本方針３： 新時代に向けた経営の革新

- 1) デジタル技術を活用したものづくりとDX体制づくりの推進

生産活動におけるAIやIoT技術の活用を積極的に進め、現場の人員不足や技能継承課題の補完、生産性向上など業務改善効果の獲得を目指します。生産現場では、データ活用による最適生産体制の構築、予兆・予防保全体制の確立による安全操業、デジタル技術による在庫管理、構内物流の効率化などを推進します。

研究開発活動においては、MI（マテリアルズインフォマティクス）の活用と研究データのデジタル化を進め、製品開発をスピードアップします。

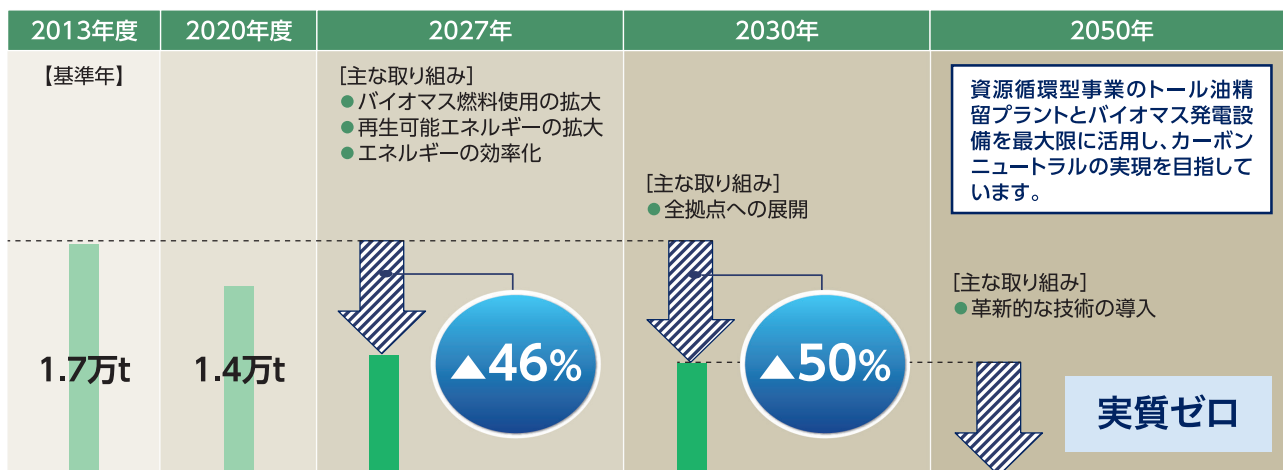
また、システム内製化によりデジタル人材教育と育成を図ると共に、業務プロセスのデジタル化を推進します。

2)企業理念に沿ったESG経営の推進

当社は、企業理念として「自然の恵みをくらしに活かす」を掲げ、自然と共生しながら、自然の恵みを有効活用して人々の生活を豊かにすることを目指す事業展開を進めてきました。近年高まりを見せるサステナブル経営への取り組み要請は、当社企業理念と共鳴するものであり、今後更に事業活動を通じた社会課題解決とSDGsへの貢献を目指します。また、コーポレートガバナンス・コード対応やリスク管理体制の強化など企業統治のレベルアップに努める他、統合報告書の発行や気候変動リスク(TCFD対応)開示など情報開示とIR活動も推進し、持続可能な社会の実現に貢献する企業に相応しい業務運営や経営体制の整備に取り組みます。

また、温室効果ガス削減目標は、日本政府が掲げる「2030年度に2013年度比46%削減」という目標を3年前倒して2027年度に達成した後、2030年度には同50%削減、2050年迄にはカーボンニュートラルを達成することを目指し、設備投資とさまざまな施策を計画的に実施します。海外拠点においても、それぞれの国情に応じた目標設定と削減計画を策定します。

■ハリマ化成グループ(国内)のCO₂排出量削減ロードマップ



「自然の恵みを暮らしに活かす」の企業理念で、

ハリマ化成グループのサステナビリティ

ハリマ化成グループは、企業理念「自然の恵みを暮らしに活かす」のもと、地球環境と共存し、社会とともに発展することを目指します。

- ▶ 事業活動を通じて、社会価値・環境価値を高めます。
- ▶ すべてのステークホルダーとの対話を深め、経営に反映します。
- ▶ 持続的成長を支えるガバナンスやリスク管理の基盤を整えます。

ハリマ化成グループの事業活動とSDGsへの貢献

2015年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に対して、ハリマ化成グループは事業活動を通じて貢献し、社会とともに持続的な成長を実現していきます。

	具体的な事業活動	事業活動と関連するSDGs
研究開発	●先進技術に積極的に取り組み、省資源、省エネルギー、自然環境との調和と社会課題解決を目指した素材の開発 ●CLOMAなど外郭団体や産学官連研究への参画 ※CLOMAは、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取り組みについて業種を超えた幅広い関係者の連携を強め、イノベーションを加速するためのプラットフォームです。	
循環型事業	●生物や環境への負荷低減を目指し、持続可能な社会の実現に貢献する化学技術で製品を製造し社会に提供 -世界初の完全クローズドシステムのトール油精留プラント(1973年～) -ISO14001に基づく環境マネジメントシステム -化学物質管理システム導入、環境負荷低減製品の提供 -バイオマス発電(加古川製造所) -太陽光発電(兵庫県高砂市・伊保港基地、アルゼンチン・コンコルディア拠点) -設備、製造工程等の省エネ推進 -バイオマス還流ボイラ検討、バイオマスチップ熱量の研究 -エネルギー消費量の把握、省エネ推進 -労働災害防止、リスク管理・保安防災体制強化、防災訓練・講習会の実施 -武装勢力の資金源につながる「紛争鉱物」不使用の取り組み -新規事業の屋内型農園施設などにおける障害者雇用 -科学技術の振興と世界文化の発展のため設立した松籟科学技術振興財団を通じた次世代研究を進める機関への研究・助成金支援、長谷川松籟財団を通じた生徒・学生への奨学金や研究者への助成金拠出	

持続可能な社会の実現に取り組んでいます。

障がいを持つ従業員の活躍がテレビ報道で紹介されました

ハリマ化成グループが参画する農園事業が、関西テレビ「報道ランナー」で採り上げられました。障がいを持つ従業員が活躍する様子とともに、障がい者・健常者関係なく働ける職場づくりが経営にもプラスになる、という当社の考え方が広く紹介されました。このことは、SDGs17の達成基準10.2「年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的、および政治的な包含を促進する」に貢献するものです。



国際機関、産官学連携などへの関与、認証取得

ハリマ化成グループは、グローバル企業として国際機関や産官学連携などに積極的に関与し、国際的なサステナビリティ規格の評価取得を進めています。引き続き、グローバルベースでのパートナーシップを深化させ、ハリマ化成グループの社会的インパクトを高めていきます。

TCFD

TASK FORCE ON
CLIMATE-RELATED
FINANCIAL
DISCLOSURES



GREEN×GLOBE Partners

環境・社会課題解決の「意識」と「機会」を流通させる

「ESG/SGDs評価シンジケーション」で最高評価を獲得

三井住友銀行が取り扱う「ESG/SGDs評価シンジケーション」において、最高評価 (AAA) を獲得しました。企業経営において大変優れたESG側面の取り組みと情報開示が実施されており、また、事業を通じたSDGs達成への貢献が期待できると高く評価されました。



(6)重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

名 称	出資比率(%)	主要な事業内容
ハリマ化成株式会社	100	樹脂化成品、製紙用薬品、電子材料などの製造販売
ハリマ化成商事株式会社	100	不動産管理など
株式会社セブンリバー	100	業務用洗剤などの製造販売
ハリマエムアイディ株式会社	75	トール油製品の製造販売
株式会社日本フィラーメタルズ	100	電子材料の製造販売
HARIMA USA, Inc.	100	米国での原料調達、事業支援および米国グループ会社2社の持株会社
ハリマドブラジルインダストリアキミカルTDA.	99.88	ロジンおよびロジン誘導体の製造販売
杭州哈利瑪電材技術有限公司	100	電子材料の製造販売
ハリマテックマレーシア Sdn. Bhd.	100	電子材料の製造販売
杭州杭化哈利瑪化工有限公司	56.07	製紙用薬品の製造販売
ハリマテックチェコ, s. r. o.	100	電子材料の製造販売
ローターB.V. (LAWTER B.V.)	97.68	ローター各社の統括
哈利瑪化成管理(上海)有限公司	100	中国グループ会社に対する資金、財務、経営などの管理および支援

③特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 主要な営業所および工場

■ 当社

名 称	所 在 地
東京本社	東京都中央区
大阪本社	大阪市中央区

■ 子会社等の主な製造拠点および研究開発拠点

名 称	所 在 地
ハリマ化成株式会社	本社所在国：日本
加古川製造所	兵庫県加古川市
富士工場	静岡県富士市
東京工場	埼玉県草加市
中央研究所	兵庫県加古川市
筑波研究所	茨城県つくば市
ハリマエムアイディ株式会社	本社所在国：日本
加古川工場	兵庫県加古川市
ローター ヨーロッパ BV	本社所在国：ベルギー
カロ工場	カロ
プラズミン テクノロジー, Inc.	本社所在国：米国
ベイミネット工場	アラバマ州
杭州杭化哈利瑪化工有限公司	本社所在国：中国
杭州工場	浙江省杭州市

② 従業員の状況

■ 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,523名	96名増

(注) 従業員数は就業人員です。今回より定年退職後の再雇用者を含む常勤の嘱託社員を加えています。

■ 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
113名	29名増
平均年令	平均勤続年数
45.6才	14.8年

(注) 従業員数は就業人員です。今回より定年退職後の再雇用者を含む常勤の嘱託社員を加えています。

(8) 主要な借入先および借入額 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	6,634

(9) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数

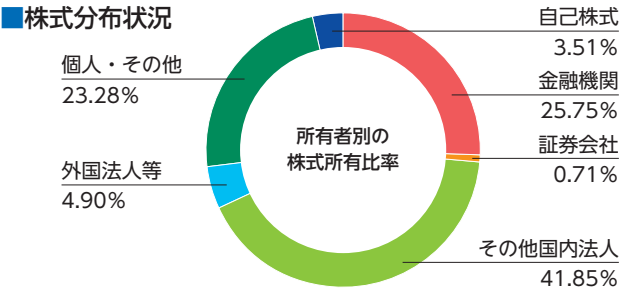
59,500,000株

(2)発行済株式の総数

26,080,396株
(自己株式914,657株を含む)

(3)株主数

4,431名



(4)大株主(上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
長谷川興産株式会社	2,913	11.57
松川株式会社	2,913	11.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,886	7.49
ハリマ化成共栄会	1,354	5.38
有限会社松籙	1,284	5.10
株式会社三井住友銀行	1,094	4.34
兵庫県信用農業協同組合連合会	1,028	4.08
公益財団法人松籙科学技術振興財団	965	3.83
株式会社みなと銀行	632	2.51
株式会社三菱UFJ銀行	476	1.89

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。
2. 当社は、自己株式914,657株を保有していますが、上記大株主から除いています。
3. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を減じた株式数(25,165,739株)を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

(5)当期中に職務執行の対価として会社役員に支給した株式の状況

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を採用しており、当期中に支給した株式報酬の内容は以下のとおりです。

役位	株式数	対象となる役員の員数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	30,998株	7名

- (注) 1. 第78回定時株主総会決議に基づき、支給対象は、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役です。
2. 上記の「対象となる役員の員数」には、2021年6月23日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいません。

(6)新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役の状況（2022年3月31日現在）

役 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 吉弘	ハリマ化成株式会社 代表取締役社長 ハリマ化成商事株式会社 代表取締役社長 ハリマエムアイディ株式会社 代表取締役社長 ローター社 会長 公益財団法人松籟科学技術振興財団 理事長
代表取締役専務	金城 照夫	専務執行役員
専務取締役	谷中 一郎	専務執行役員 樹脂・化成品部門統括 ローター社 社長 兼 CEO ハリマ化成株式会社 取締役
常務取締役	西岡 務	常務執行役員 研究開発部門統括 研究開発カンパニー長
常務取締役	田岡 俊一郎	常務執行役員 海外業務推進担当 経営企画グループ長
取締役	呂 英傑	上席執行役員 製紙用薬品事業カンパニー長
監査等委員である取締役	山田 英男	ハリマ化成株式会社 監査役
監査等委員である取締役	道上 達也	弁護士
監査等委員である取締役	高橋 庸夫	一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 理事

- (注) 1. 監査等委員である取締役 道上達也氏および高橋庸夫氏は社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
2. 社内事情に精通した者が、取締役からの情報収集および取締役会以外の社内の重要会議への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会の監査・監督機能の強化を図るため、山田英男氏を常勤の監査等委員として選定しています。
3. 監査等委員である取締役 山田英男氏は、長年の金融機関などにおける財務関連業務の経験および当社経営企画部門での経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。また監査等委員である取締役 高橋庸夫氏は、事業会社における財務および会計業務の長年の経験と代表取締役としての企業経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 2021年6月23日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって、片岡良平氏は、任期満了に伴い取締役を退任いたしました。
5. 当期中の異動

2021年6月23日付で、以下のとおり取締役の役付等の異動がありました。

氏 名	新役位および担当	旧役位および担当
金城 照夫	代表取締役専務 専務執行役員	代表取締役専務 専務執行役員 ハリマ化成株式会社 取締役
谷中 一郎	専務取締役 兼 専務執行役員 樹脂・化成品部門統括 ローター社 社長 兼 CEO ハリマ化成株式会社 取締役	専務取締役 兼 専務執行役員 ローター社 社長 兼 CEO
田岡 俊一郎	常務取締役 兼 常務執行役員 海外業務推進担当 経営企画グループ長	取締役 兼 上席執行役員 海外業務推進担当 経営企画グループ長

6. 当社は、執行役員制度を導入しています。執行役員は以下のとおりです。

専務執行役員	金城 照夫	執行役員	門向 成明
専務執行役員	谷中 一朗	執行役員	古屋 茂
常務執行役員	西岡 務	執行役員	笹倉 敬司
常務執行役員	田岡 俊一郎	執行役員	片山 幹生
上席執行役員	呂 英傑	執行役員	梶谷 義文
上席執行役員	岩佐 哲		
上席執行役員	佐藤 尚人		
上席執行役員	柏木 哲也		
上席執行役員	岸本 泰久		
上席執行役員	隈元 聖史		
上席執行役員	藤本 恵弘		
上席執行役員	上辻 清隆		

(2) 責任限定契約の内容と概要

当社と各社外取締役とは、当社定款および会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および全ての子会社における全ての取締役、監査等委員、監査役および執行役員を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としています。
- ・被保険者の職務の執行の適正性を損なわないための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

(4) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役位	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		月額基本報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	275,275	135,883	111,320	28,072	7
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	22,145	16,095	6,050	—	1
社外取締役	21,160	17,820	3,340	—	2

①取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- 1) 2015年6月25日開催の第73期定時株主総会決議に基づく金銭報酬の総額(月額基本報酬および業績連動報酬の総額)は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名以内、年額300,000千円以内となっており、当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名です。また、監査等委員である取締役は5名以内、年額48,000千円以内で、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与等)は含んでいません。
- 2) 2020年6月24日開催の第78期定時株主総会決議に基づく譲渡制限付株式報酬は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して支給する金銭報酬の総額で、年額100,000千円以内となっています。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名です。

②報酬等の総額に関する事項

報酬等の総額には、当事業年度中に費用処理した業績連動報酬(役員賞与)の引当金繰入額等120,710千円を含めています。

③期末日現在の取締役人員に関する事項

- 1) 期末日現在の人員は取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名、監査等委員である取締役3名です。
- 2) 上記の「対象となる役員の員数」には、2021年6月23日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。

(5) 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(決定方針)に係る事項

当社は、2020年5月1日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を得ています。

当該決定方針の内容は、以下のとおりです。

①基本方針

当社は、取締役の個人別の報酬については、役位、会社業績への貢献度、一般的な水準を考慮したうえで、上記(4)①「取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載する株主総会で決議した報酬総額の限度内において定めることを基本方針としています。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の諮問機関である指名・報酬委員会が当該年度の原案について決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重しており、決定方針に沿うものであると判断しています。

②取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬制度の体系

- 1) 報酬は、月額基本報酬と業績連動報酬である役員賞与、ならびに非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬で構成しています。
- 2) 月額基本報酬(固定報酬)は、役位に応じて月額基本報酬の比率を定めています。
- 3) 業績連動報酬(役員賞与)は、事業年度ごとのインセンティブを与え、会社の業績向上に対する意識を高めるため、以下の算式により、会社業績に応じて、毎年一定の時期に支給することとしています。

業績連動報酬(役員賞与) = 月額基本報酬 × 業績連動役位別乗率 × 業績連動乗率

※業績連動乗率：当該年度の営業利益と親会社株主に帰属する当期純利益の係数表による係数により決定しています。当該指標を選択した理由は、「営業利益」を本業の状況を示す最も重要な指標と位置づけ、「親会社株主に帰属する当期純利益」をその他客観的で恣意的な評価操作が介在する余地がなく透明性のある指標と判断したためです。

なお、利益指標が赤字の場合、業績連動報酬は支給していません。

当期における業績連動乗率の指標となる数値は以下のとおりです。

指標	目標(千円)	実績(千円)
営業利益	3,500,000	3,250,896
親会社株主に帰属する当期純利益	1,700,000	1,746,268

- 4) 譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるため、以下の算式により、役位に応じて株式報酬乗率を定めており、毎年一定の時期に支給しています。

株式支給状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

譲渡制限付株式報酬 = 月額基本報酬 × 株式報酬役位別乗率

③取締役(監査等委員である取締役除く。)報酬総額の構成比率

役位	月額基本報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	譲渡制限付株式報酬	対象となる 役員の員数
取締役社長	50%	40%	10%	1名
専務取締役	55%	35%	10%	2名
常務取締役	60%	30%	10%	2名
取締役	65%	25%	10%	1名

※この表は役位毎の中央値とし、業績連動報酬にかかる目標達成率を100%とした場合のモデルです。

④監査等委員である取締役の報酬制度の体系

- 1) 報酬制度の体系は月額基本報酬と業績連動報酬である役員賞与で構成しています。
- 2) 月額基本報酬と業績連動報酬は、上記(5)②取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬制度の体系の2)月額基本報酬と3)業績連動報酬と同様に役位に応じて算定しています。
- 3) 譲渡制限付株式報酬は、監査等委員である取締役を支給対象としていません。

⑤監査等委員である取締役の報酬総額の構成比率

役位	月額基本報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	対象となる 役員の員数
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	90%	10%	1名
社外取締役	95%	5%	2名

※この表は役位毎の中央値とし、業績連動報酬にかかる目標達成率を100%とした場合のモデルです。

(6)社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②各社外役員の主な活動状況

役位	氏 名	出席 回数／取締役会 回 数	出席 回数／監査等委員会 回 数	発言状況および 期待される役割に関して 行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	道 上 達 也	18回／18回	16回／16回	取締役会および監査等委員会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では、議案・審議内容などについて、適宜発言を行い、監査等委員会では、監査に関する重要事項の協議、監査結果について適宜発言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	高 橋 庸 夫	18回／18回	16回／16回	取締役会および監査等委員会のすべてに出席し、主に企業経営や財務管理、コーポレートガバナンスの専門的見地から、取締役会では、議案・審議内容などについて、適宜発言を行い、監査等委員会では、監査に関する重要事項の協議、監査結果について適宜発言を行っています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1)名称

有限責任監査法人トーマツ

(2)報酬等の額

①当社の会計監査人としての当期に係る報酬等の額 41百万円

②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 63百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①に記載の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。
2. 当社の重要な子会社のうち、LAWTER B.V.等は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
3. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当期における会計監査人の活動計画および報酬見積の算定根拠の適正性等について審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3)非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新収益認識基準導入に関する指導・助言業務に対する対価を支払っています。

(4)解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

当社グループの会社の体制および方針は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの取締役および使用人は、とるべき行動の基準、規範を示した「ハリマグローバル企業行動基準」を遵守し、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は法令および就業規則に則り厳正に措置する。
- ②コンプライアンス体制の充実、強化を推進するため取締役を中心に構成する企業倫理委員会を置く。また直接使用人から通報、相談を受ける相談窓口を社内、社外に設け、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対する不利益な取り扱いの防止を社内規程に明記し厳正に運用する。
- ③取締役会の業務執行監督機能の強化と意思決定の透明性を図るため、社外取締役を選任している。
- ④業務執行部門から独立した監査グループが定期的または随時に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層および監査等委員会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が社内規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令および社内規程等に基づき保存するとともに、必要に応じて取締役（監査等委員含む）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ②法令および取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
- ③取締役の職務執行に係る情報の作成、保存および管理状況について監査等委員会が監査を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①取締役を中心に構成するリスクマネジメント委員会を置き、各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。
- ②各部門および各子会社の長は、それぞれ自部門、自社に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ②経営の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、取締役会の議決を必要としない業務執行の決定の一部を、

定款の規定に従い取締役役に委任する。さらに、上記委任事項のうち一定の重要な事項については、意思決定の透明性と公正性を担保するため、取締役会の議決によって、役付取締役等で構成する会議にてこれを審議、決定のうえ、取締役が執行する。

- ③経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の創出と意思決定および業務執行の監督機能に特化し、執行役員は管掌の職務を執行する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の経営の独立性と自主性を尊重しつつ、緊密な連携を保ち、連結グループ経営の効率性の向上を図るため、子会社管理の基本方針および当社に対する報告事項等を社内規程に定める。
- ②子会社は上記社内規程に則り、経営計画、損益、業務執行状況等の報告を当社に定期的に行う。
子会社管理の所轄部門は、当該報告等により子会社の業務の適正性、効率性を確認するとともに、子会社が「ハリマグローバル企業行動基準」に則ったコンプライアンス体制を構築し、リスク管理体制を確立できるよう指導、監督する。
- ③財務報告の信頼性を確保するため、これに係る内部統制を整備、運用および評価する。
- ④監査等委員会と監査グループは、定期的または随時にグループ管理体制を監査する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができる。
- ②当該使用人は、監査等委員会から指示された職務に関して、取締役および上長等の指揮、命令を受けない。
- ③当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分は、監査等委員会の同意を得た上で行う。

(7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社および子会社の取締役および使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え、以下の事項を遅滞なく報告する。
- ・当社グループの経営および事業運営に著しい損害を与える、または与えるおそれのある重要事項
 - ・監査グループが行う内部監査の結果
 - ・内部通報制度による、またはその他の方法による内部通報の内容および対処

②上記にかかわらず、監査等委員会は随時、当社および子会社の取締役および使用人に対して報告または書類の提出を求め、また重要と判断する会議に出席することができる。

③当社は監査等委員会に上記の報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。

②監査等委員会は代表取締役、会計監査人と相互に意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う会合を開催する。

③監査等委員会は監査グループおよび会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査を実施する。

④当社は監査等委員の職務の執行について合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査等委員の請求に基づき速やかに支弁する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、およびその整備状況

当社グループは「ハリマグローバル企業行動基準」において、社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人、団体に関わるなど、社会良識に反する行為は行わない旨を定め遵守している。

また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理を行っている。

(10) 会社の体制の運用状況

当社グループにおける上記体制および方針についての運用状況は以下のとおりです。

①当期は18回の取締役会、16回の監査等委員会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

②常勤の監査等委員である取締役は、グループ経営会議など重要な会議には全て出席して、必要に応じて意見を述べるとともに、重要な決定書類等の閲覧などを通じて、監査等委員である社外取締役とともに、取締役の職務の執行状況を監督しています。

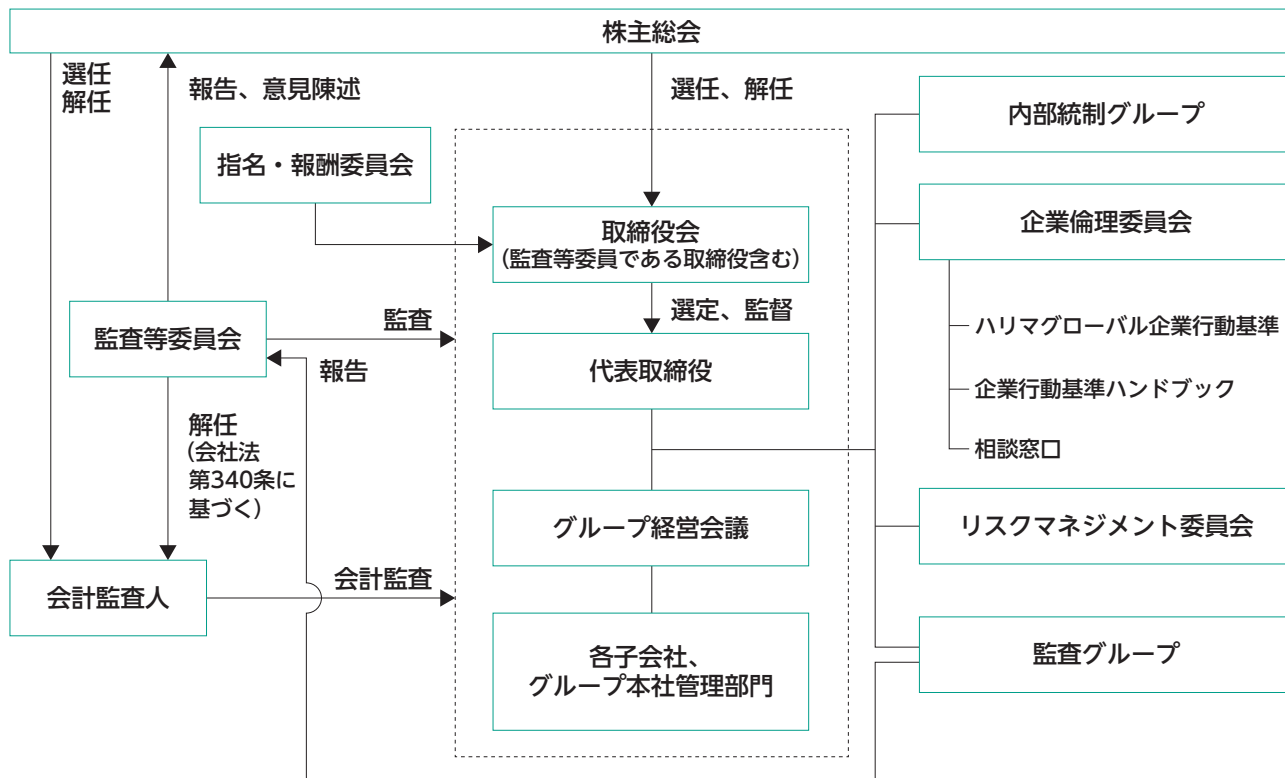
③任意の指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役および執行役員の指名・選解任ならびに取締役の報酬の審議プロセスの客観性、透明性、公平性を一層高め、コーポレートガバナンス体制の強化を図っています。当該委員会は、独立社外取締役を過半数とする取締役で構成し、委員長は独立社外取締役としています。当期は3回開催しました。

④取締役を担当役員とする内部統制グループは、各カンパニー、持株会社の各管理部門、国内外子会社から提出され

る内部統制月報を集約して点検し、内部統制会議を定期的を開催することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの徹底、リスクの回避および管理の状況ならびに「ハリマグローバル企業行動基準」の遵守状況を監視しています。

- ⑤新型コロナウイルス感染症拡大に対しては、本社総務部門が責任部署として各部門と連携し、全従業員と家族、関係者の安全を図りながら、事業活動への影響を最小限にとどめるよう対策にあたっています。

【ご参考】経営組織その他コーポレートガバナンス体制の概要



6. 剰余金の配当などの決定に関する方針

株主の皆様への配当については、安定した配当を継続して実施するとともに、将来の企業価値向上による株主利益の増大をめざした積極的な事業展開に備え、内部留保の充実に努め経営基盤の強化を図りながら、業績動向、配当性向を勘案して実施してまいります。

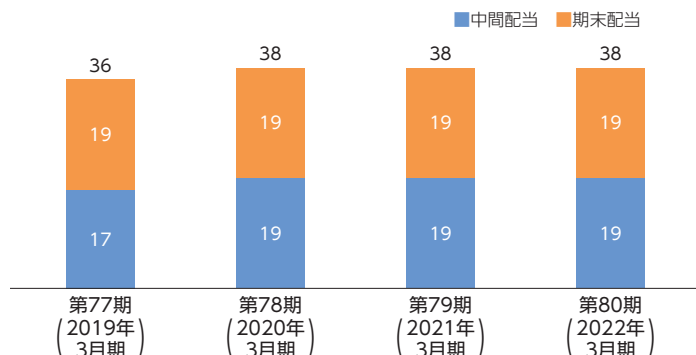
内部留保金については、財務体質の強化、収益性の高い事業および研究開発活動への投資、生産体制の整備などに活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会です。

当期の中間配当金は、2021年10月29日に取締役会決議を行い、1株当たり19円を実施しましたが、期末配当金も同様に1株当たり19円の普通配当とさせていただき、年間配当金は1株当たり38円となります。

なお、期末配当金および剰余金の処分については、計算書類に係わる法定の監査を経て、取締役会で決定したものです。当社は、剰余金の配当などについて会社法の定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会によらず取締役会の決議による旨定款に定めています。

【ご参考】1株当たりの配当金額の推移(円)



第80期 期末配当金のお支払いについて

2022年5月18日開催の当社取締役会において、第80期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の期末配当金について、以下のとおり決議いたしました。

当社定款の定めに基づき、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり期末配当金をお支払いいたします。

1. 期末配当金 1株あたり 金19円
2. 効力発生日(支払開始日) 2022年6月24日(金)

なお、期末配当金のお支払いに関する書類は、2022年6月23日(木)の株主総会終了後、「第80期決議ご通知」に同封して、お届出ご住所あてに発送いたします。

(注) 1. 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てています。
2. 売上高などの記載金額には、消費税などは含まれていません。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当期	(ご参考) 前期
(資産の部)		
流 動 資 産	44,237,601	35,567,255
現 金 及 び 預 金	5,366,550	3,478,646
受取手形及び売掛金	20,147,880	17,463,813
有 価 証 券	1,264,200	635,200
商 品 及 び 製 品	7,070,773	5,462,545
原材料及び貯蔵品	8,307,696	6,584,320
そ の 他	2,186,153	2,017,900
貸 倒 引 当 金	△105,653	△75,171
固 定 資 産	34,667,441	33,822,847
有形固定資産	23,401,663	22,450,788
建物及び構築物(純額)	5,353,520	5,221,000
機械装置及び運搬具(純額)	7,522,620	7,182,565
土 地	8,292,427	8,305,644
リース資産(純額)	319,232	364,516
そ の 他(純額)	1,913,863	1,377,061
無形固定資産	712,918	558,133
ソ フ ト ウ ェ ア	200,305	260,329
そ の 他	512,612	297,804
投資その他の資産	10,552,859	10,813,925
投 資 有 価 証 券	8,863,255	8,707,896
繰 延 税 金 資 産	968,834	1,243,346
そ の 他	733,388	865,117
貸 倒 引 当 金	△12,619	△2,435
資 産 合 計	78,905,043	69,390,102

科 目	当期	(ご参考) 前期
(負債の部)		
流 動 負 債	23,149,859	20,902,328
支払手形及び買掛金	10,585,629	8,081,148
短 期 借 入 金	7,724,678	8,626,287
1年内返済予定の長期借入金	312,448	434,497
リ ー ス 債 務	46,805	71,240
未 払 法 人 税 等	375,950	309,118
役員賞与引当金	96,410	17,290
そ の 他	4,007,936	3,362,746
固 定 負 債	15,650,761	11,045,941
長 期 借 入 金	12,661,819	7,727,199
リ ー ス 債 務	758,111	819,174
繰 延 税 金 負 債	859,481	809,508
長期預り保証金	528,681	555,681
役員退職慰労引当金	4,854	4,403
退職給付に係る負債	242,337	392,945
資 産 除 去 債 務	39,135	48,985
そ の 他	556,340	688,043
負 債 合 計	38,800,621	31,948,269
(純資産の部)		
株 主 資 本	37,936,269	37,117,515
資 本 金	10,012,951	10,012,951
資 本 剰 余 金	9,759,970	9,765,361
利 益 剰 余 金	19,128,064	18,337,490
自 己 株 式	△964,715	△998,288
その他の包括利益累計額	△1,195,126	△2,551,533
その他有価証券評価差額金	191,499	355,782
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	56,704	—
為替換算調整勘定	△1,287,124	△2,720,789
退職給付に係る調整累計額	△156,205	△186,527
非支配株主持分	3,363,279	2,875,851
純 資 産 合 計	40,104,422	37,441,832
負 債 純 資 産 合 計	78,905,043	69,390,102

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当期	(ご参考) 前期
売 上 高	(注1) 76,093,061	62,850,813
売 上 原 価	58,115,798	47,888,178
売 上 総 利 益	17,977,263	14,962,635
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,726,367	13,385,780
営 業 利 益	3,250,896	1,576,854
営 業 外 収 益	700,423	326,693
受 取 利 息 及 び 配 当 金	124,791	105,355
不 動 産 賃 貸 料	34,901	34,456
為 替 差 益	56,017	—
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	292,276	—
そ の 他	192,435	186,882
営 業 外 費 用	517,352	809,950
支 払 利 息	272,808	261,493
支 払 手 数 料	167,880	7,934
為 替 差 損	—	347,863
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	—	110,152
そ の 他	76,662	82,506
経 常 利 益	3,433,966	1,093,597
特 別 利 益	—	1,565,092
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—	1,553,305
固 定 資 産 売 却 益	—	11,787
特 別 損 失	439,000	342,204
減 損 損 失	439,000	342,204
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,994,966	2,316,485
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	634,395	606,528
法 人 税 等 調 整 額	247,716	210,418
当 期 純 利 益	2,112,855	1,499,538
非支配株主に帰属する当期純利益	366,586	408,155
親会社株主に帰属する当期純利益	1,746,268	1,091,383

(連結損益計算書に関する注記)
注1. 顧客との契約から生じる収益の額 75,937,845千円

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当期	(ご参考) 前期
(資産の部)		
流 動 資 産	6,264,590	4,617,538
現金及び預金	1,788,361	26,416
前払費用	37,461	39,471
短期貸付金	3,967,099	4,429,218
未収入金	339,881	77,566
その他	131,785	44,865
固 定 資 産	30,186,123	29,667,952
有形固定資産	5,339,851	5,466,551
建物	753,222	833,933
構築物	209,816	252,888
機械装置	45,228	55,699
船舶	0	0
車輛運搬具	97	145
工具器具備品	39,087	29,485
土地	4,289,406	4,294,398
建設仮勘定	2,993	—
無形固定資産	369,868	179,826
借地権	81,989	81,989
ソフトウェア	71,673	97,837
その他	216,206	—
投資その他の資産	24,476,403	24,021,574
投資有価証券	3,157,461	3,312,417
関係会社株式	19,017,578	18,317,578
関係会社長期貸付金	285,000	289,000
関係会社出資金	1,380,590	1,380,590
繰延税金資産	55,905	96,926
その他	580,317	625,636
貸倒引当金	△450	△575
資 産 合 計	36,450,714	34,285,490

科 目	当期	(ご参考) 前期
(負債の部)		
流 動 負 債	4,973,339	6,686,930
短期借入金	4,708,675	6,380,830
未払金	18,387	176,780
未払法人税等	4,460	54,025
未払消費税	—	28,321
未払費用	124,302	19,416
役員賞与引当金	96,410	17,290
預り金	21,103	10,265
固 定 負 債	6,727,785	1,739,375
長期借入金	6,200,000	1,200,000
長期未払金	488,650	490,390
資産除去債務	39,135	48,985
負 債 合 計	11,701,124	8,426,305
(純資産の部)		
株 主 資 本	24,505,373	25,514,097
資 本 金	10,012,951	10,012,951
資本剰余金	9,769,253	9,774,645
資本準備金	9,744,379	9,744,379
その他資本剰余金	24,874	30,265
利益剰余金	5,687,884	6,724,789
利益準備金	501,830	501,830
その他利益剰余金	5,186,052	6,222,958
試験研究積立金	100,000	100,000
公害防止積立金	100,000	100,000
退職手当積立金	620,000	620,000
固定資産圧縮積立金	104,821	107,465
別途積立金	2,110,000	2,110,000
繰越利益剰余金	2,151,231	3,185,493
自 己 株 式	△964,715	△998,288
評価・換算差額等	244,215	345,087
その他有価証券評価差額金	187,511	345,087
繰延ヘッジ損益	56,704	—
純 資 産 合 計	24,749,589	25,859,185
負債・純資産合計	36,450,714	34,285,490

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当期	(ご参考) 前期
営 業 収 益	1,961,628	2,369,861
営 業 費 用	283,178	396,526
売 上 総 利 益	1,678,449	1,973,335
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,863,244	1,699,262
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失(△)	△184,794	274,072
営 業 外 収 益	152,211	156,343
受 取 利 息 及 び 配 当 金	119,487	113,412
為 替 差 益	3,494	—
そ の 他	29,229	42,930
営 業 外 費 用	188,589	62,147
支 払 利 息	46,238	41,464
支 払 手 数 料	121,856	7,934
為 替 差 損	—	3,910
そ の 他	20,494	8,837
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失(△)	△221,172	368,267
特 別 利 益	—	1,666,707
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—	1,553,305
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	—	100,896
固 定 資 産 売 却 益	—	12,506
特 別 損 失	36,790	—
減 損 損 失	36,790	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△257,963	2,034,975
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△188,000	297,000
法 人 税 等 調 整 額	11,247	△6,150
当期純利益又は当期純損失(△)	△81,210	1,744,125

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ハリマ化成グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘一郎
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 美濃部 雄也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハリマ化成グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリマ化成グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ハリマ化成グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘一郎
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 美濃部 雄也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハリマ化成グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書(謄本)

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) コーポレートガバナンスの重要性に鑑み、コーポレートガバナンス・コード遵守状況を重点監査項目として設定し、状況につき報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

尚、新型コロナウイルス感染症予防対策として、会議出席などは一部オンライン形式で実施いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

ハリマ化成グループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山 田 英 男 ㊞

監 査 等 委 員 道 上 達 也 ㊞

監 査 等 委 員 高 橋 庸 夫 ㊞

(注) 監査等委員 道上達也および高橋庸夫は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役です。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日
上場取引所	東京証券取引所（証券コード4410）
単元株数	100株
公告方法	電子公告により行います。（www.harima.co.jp） ただし、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〈郵送物送付先〉	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〈電話照会先〉	電話 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 9：00～17：00（土日休日を除く）
〈インターネットホームページURL〉	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
〈よくあるご質問（FAQ）〉	https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal

株式に関するお問い合わせ先

内 容	お問い合わせ先	
	証券会社等の口座にて株式を管理されている株主様	証券会社等とのお取引がない株主様（特別口座が開設された株主様）
・ マイナンバーのお届け先 ・ 住所変更 ・ 買取請求 ・ その他各種手続き	お取引の証券会社等	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031
・ 未受領の配当金のお支払	三井住友信託銀行 全国本支店	

マイナンバー制度に関する手続きについて

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務手続きで必要となります。このため、株主様からお取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

【株式関連業務におけるマイナンバーの利用】

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

- 主な支払調書

 - ・ 配当金に関する支払調書
 - ・ 単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

株主総会 会場のご案内

会場

加古川プラザホテル 2階 鹿児島の間

兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地

Tel 079-421-6012



駐車場は、ホテル契約駐車場をご利用ください。

当日ご出席の場合は、本冊子と同封の議決権行使書用紙をご持参ください。

交通のご案内

J R「加古川駅」 南口より徒歩5分